

すかがわ統計月報 7年5月発行

須賀川公共職業安定所

962-0865 須賀川市妙見121-1

(電話) 0248-76-8609

石川地方職業相談室

963-7845 石川郡石川町字高田234-1

(電話) 0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和7年3月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.33倍(対前年同月比0.01ポイント上昇、対前月比0.09ポイント低下)

3月の新たな求職申込みは479件、求人申込みは637人分でした。

これは、1件の求職申込みに対し1.33人分の求人が申し込まれたことになります。

※新規求人倍率: 新規求人数 / 新規求職者数

新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

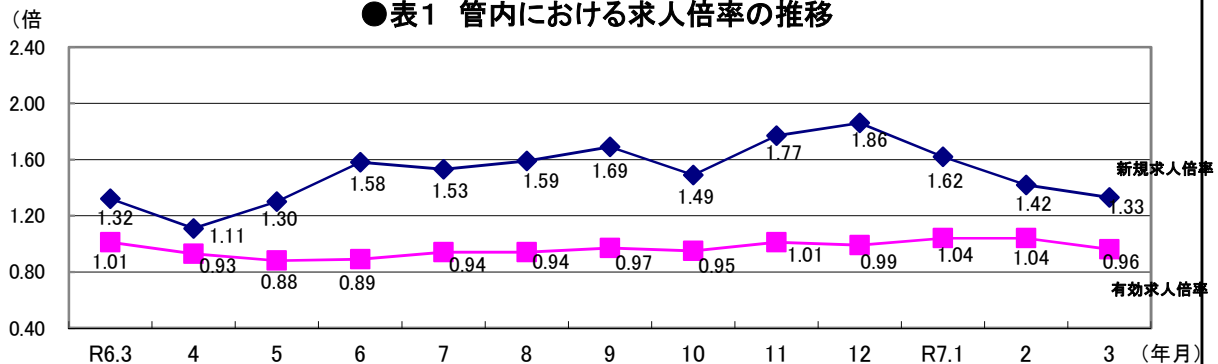
■有効求人倍率 0.96倍(対前年同月比0.05ポイント低下、対前月比0.08ポイント低下)

1月から引き続き求職している方と3月に新たに求職申込みした方の合計が2,043人であったのに対し、1月から引き続き有効中の求人と3月に新たに申し込まれた求人の合計は1,969人でした。これは、1人の求職者に対し0.96人分の求人になります。

※有効求人倍率: 有効求人数 / 有効求職者数

有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。

●表1 管内における求人倍率の推移



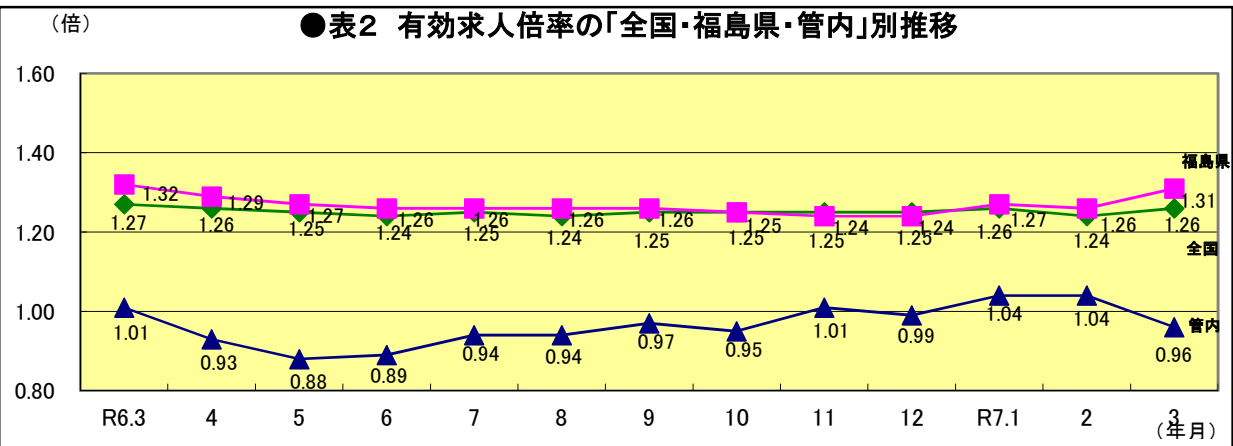
■有効求人倍率 【全 国】1.26倍(対前年同月比0.01ポイント低下、対前月比0.02ポイント上昇)

【福島県】1.31倍(対前年同月比0.01ポイント低下、対前月比0.05ポイント上昇)

【管 内】0.96倍(対前年同月比0.05ポイント低下、対前月比0.08ポイント低下)

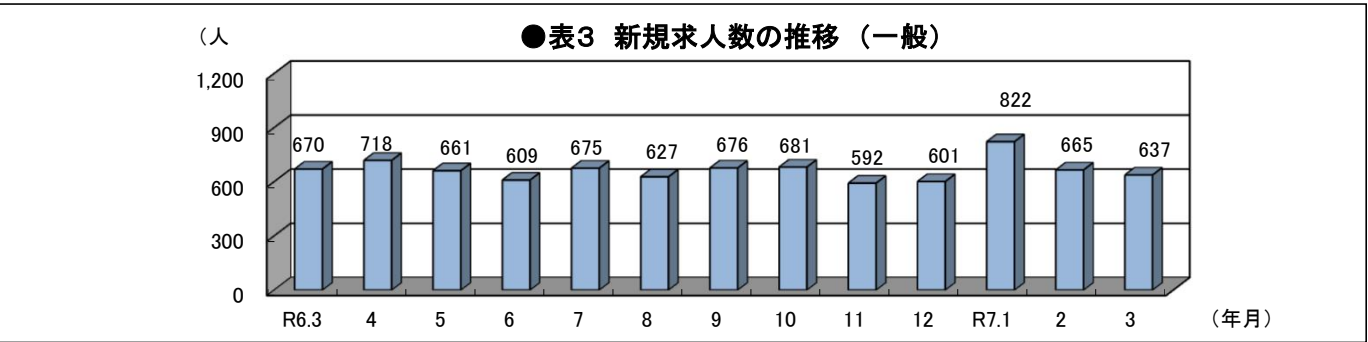
※なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。

●表2 有効求人倍率の「全国・福島県・管内」別推移



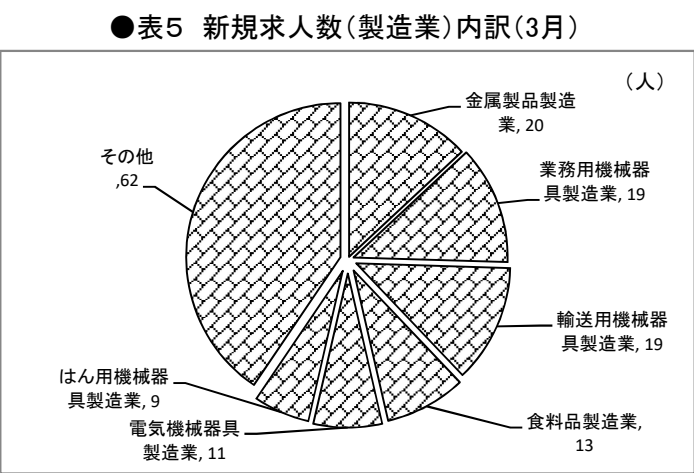
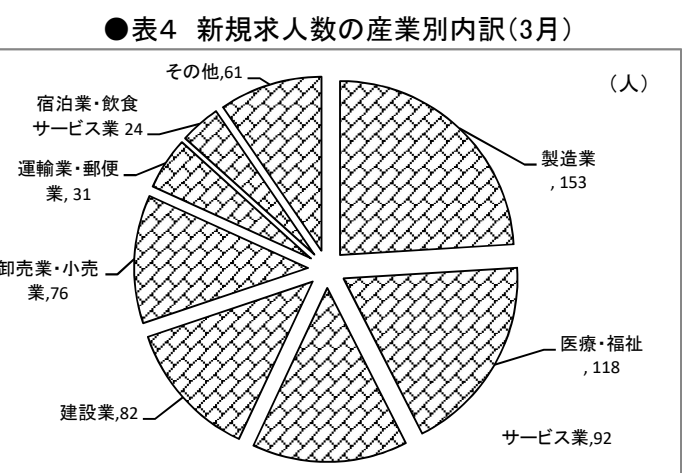
求人

■新規求人数 637人(対前年同月比4.9%減、対前月比4.2%減)(表3)

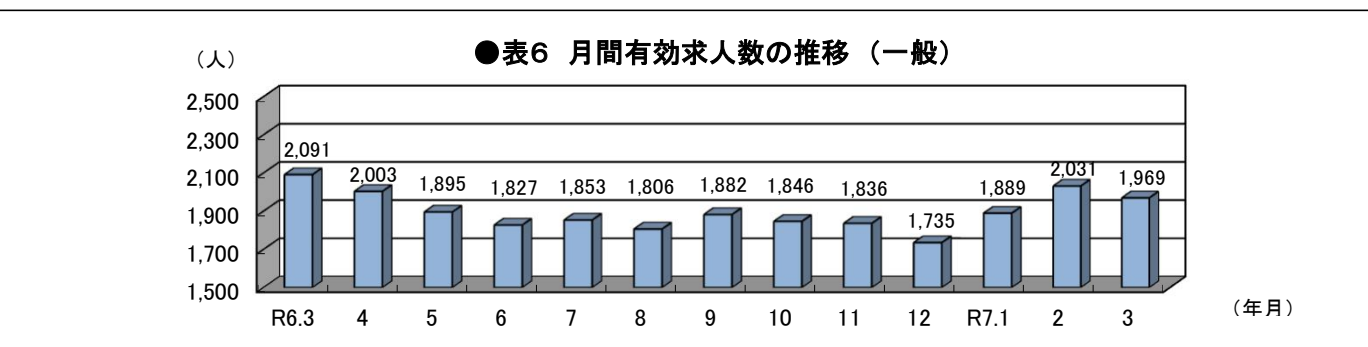


3月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が153人と最も多く、全体の24.0%を占めており、次いで医療・福祉、サービス業、建設業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、金属製品製造業が20人と最も多く、製造業全体の13.1%を占めており、次いで業務用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、食料品製造業となっています。(表5)

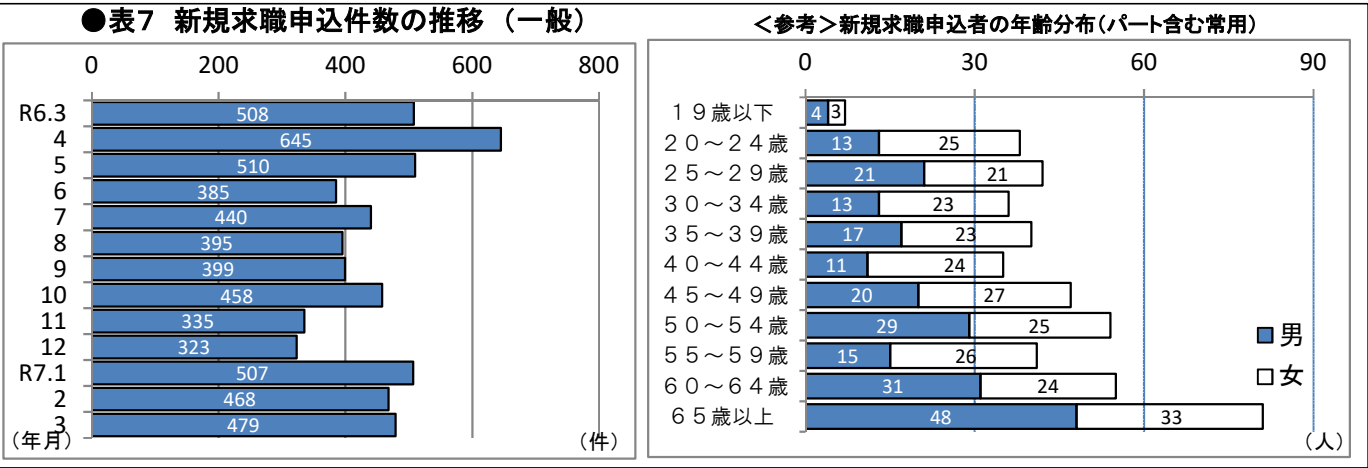


■月間有効求人数 1,969人(対前年同月比5.8%減、対前月比3.1%減)(表6)

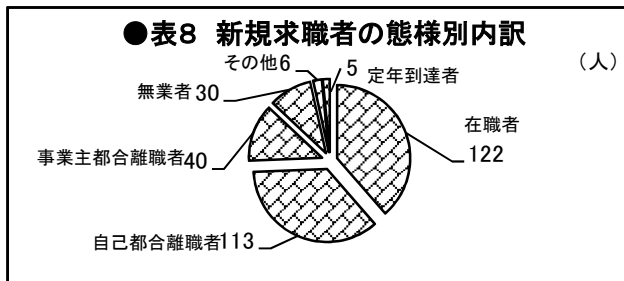


求職

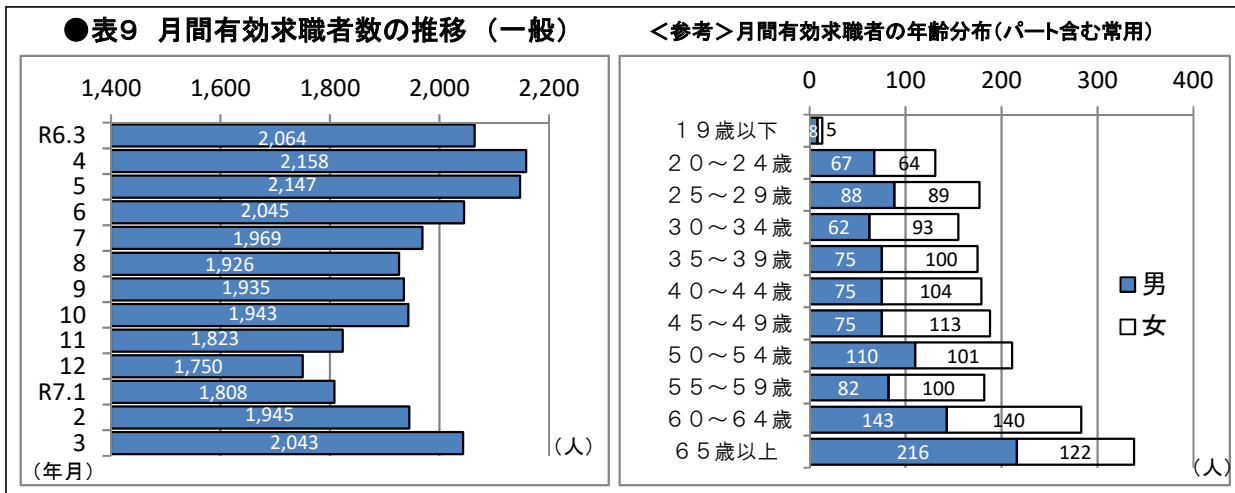
■新規求職申込件数 479件(対前年同月比5.7%減、対前月比2.4%増)(表7)



3月の新規求職申込件数316件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、在職者が122人と最も多く、全体の38.6%を占めており、次いで自己都合離職者(同35.8%)、事業主都合離職者(同12.7%)、無業者(同9.5%)、その他(同1.9%)となっています。(表8)

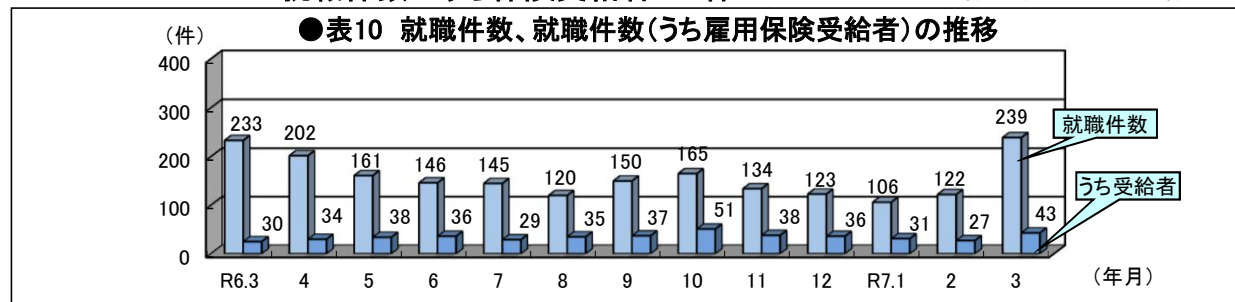


■月間有効求職者数 2,043人(対前年同月比1.0%減、対前月比5.0%増)(表9)



就 職

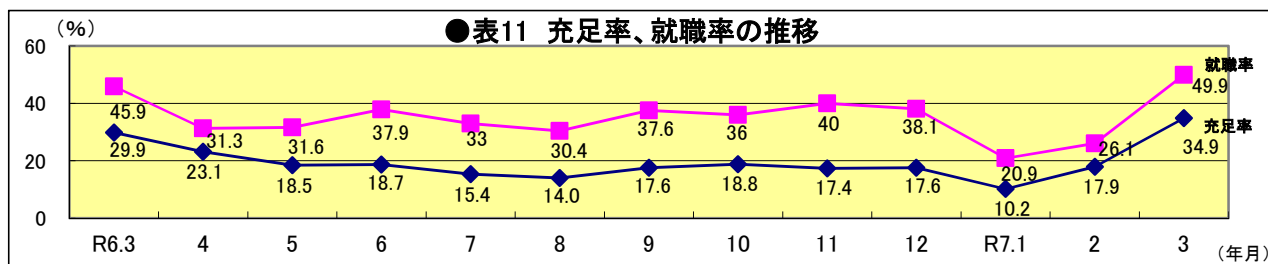
■就職件数 239件(対前年同月比2.6%増、対前月比95.9%増)
 ■就職件数のうち保険受給者 43件(対前年同月比43.3%増、対前月比59.3%増)(表10)



充足率、就職率

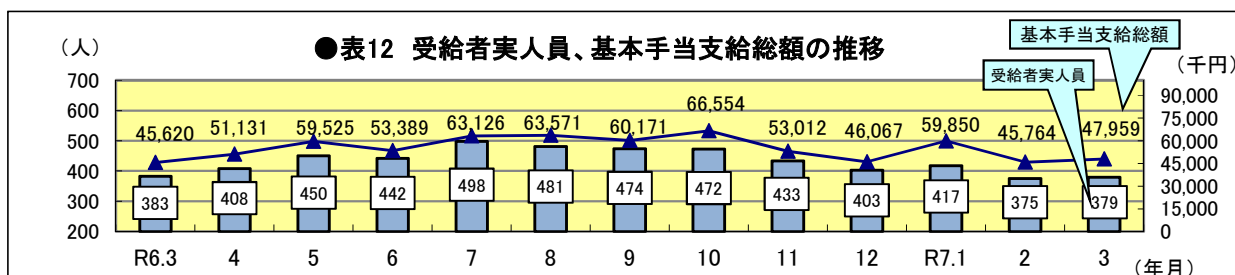
■充足率 34.9%(対前年同月比5ポイント上昇、対前月比17ポイント上昇)
 ■就職率 49.9%(対前年同月比4ポイント上昇、対前月比23.8ポイント上昇)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 379人(対前年同月比1.0%減、対前月比1.1%増)
 ■雇用保険基本手当支給総額 47,959千円(対前年同月比5.1%増、対前月比4.8%増)(表12)



特定求職者雇用開発助成金

(中高年層安定雇用支援コース)のご案内

厚生労働省では、いわゆる就職氷河期世代を含む中高齢者の方々の中において、
●不安定な仕事に就いている(正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働いている)方
●仕事に就いておらず(無業状態である)、就職に向けてお悩みの方
●学校卒業後、正規雇用としての経験がない方であって、子育てなどにより就業にブランクがある方
などの方々を、正規雇用労働者として採用いただくことへの支援として、**特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)**を創設しました。

<対象となる求職者> 下表①～⑤のすべてに当てはまる方が対象です

この助成金の対象となる求職者は、雇入れ日において①～⑤のいずれにも当てはまる方です。
ハローワークまたは都道府県労働局長の認定を受けた民間の職業紹介事業者など(以下「ハローワークなど」といいます)の紹介で新たに**正規雇用労働者**として雇用された場合、**雇用した事業主**に対して助成金を支給します。

なお、事業主が助成金を利用するにあたっては、このリーフレットに掲載している要件の他にも要件があります。

①	35歳から60歳未満の方
②	雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間※を通算した期間が1年以下である方 ※ 正規雇用労働者として雇用された期間とは、①及び②に該当する場合を含みます。 ① 以下のa又はbに該当すること a 自営業者等(個人事業主・フリーランス等) b 業務独占資格(※)を有し資格に基づく就労をしていた者 ② 正規雇用労働者と同等以上の能力が必要な仕事をしていた期間 (この間、雇用保険被保険者だったか否かは問いません) ただし、就労したい職種でこれまでの専門知識等を活かせない場合は上記期間から除きます。
③	雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方 ※ 過去1年間に正規雇用労働者等として雇用された期間がある方でも、事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。
④	ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、 ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
⑤	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

※「業務独占資格」とは、法令によって、その資格を有する者でなければ携わることを禁じられている業務を、独占的に行うことができる免許・資格をいいます。具体的には、看護師、社会保険労務士、電気工事士、大型自動車第一種・第二種免許等の資格や免許が該当します。なお、普通自動車免許は、業務独占資格に該当しますが、本要件には含めません。

～ この助成金を利用した職業紹介を希望する場合 ～

この助成金を利用した職業紹介を希望される場合は、下の2点が必要となります。

1. 職業紹介を受ける窓口に応し出てください。
2. 紹介時、求人事業主に対象者となる可能性があることを伝えます。ご了解ください。

この助成金を利用した職業紹介を希望される場合、紹介の際に「特定求職者雇用開発助成金(中高年層安定雇用支援コース)の対象者となる可能性がある」ことを**求人事業主に伝える必要**がありますので、ご了承ください。

- ※ 紹介時に伝えない場合、事業主に助成金が支給されません。
- ※ 上表の①～⑤の要件を事業主に伝える場合があります。

厚生労働省では、この他にも就職氷河期世代を含む中高年層(35歳～60歳未満の方)に向けた様々な支援を行っています。詳しくは、「就職氷河期世代の方々への支援のご案内(https://www.mhlw.go.jp/shushoku_hyogaki_shien/)」をご覧ください。

